

平塚競輪場新投票所等整備事業に係る基本協定書（案）

平塚競輪場新投票所等整備事業（以下「本事業」という。）に関して、平塚市（以下「発注者」という。）及び〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、発注者が実施した事業に係る公募型プロポーザルによる手続（以下「本公募手続」という。）において、受注者を選定したことを確認し、発注者と受注者が相互に協力して円滑かつ確実に本事業を遂行するため、当事者が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

2 本協定にて用いられている用語の意味は、本協定に別段の定義がなされている場合又は文脈上別意に解すべき場合を除き、発注者が本公募手続において配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書（以下「実施要領等」という。）として公表された資料に定義された意味を有するものとする。

（当事者の義務）

第2条 発注者及び受注者は、本協定にかかる一切を、信義に従い誠実に行う。

（規定の適用関係）

第3条 本事業は、本協定第6条並びに第7条に基づき締結される各契約書（以下「契約書」という。）、実施要領等及び本公募手続において受注者の技術提案に関して受注者が発注者に提出した一切の資料（以下「技術提案書」という。）に準拠する。

（有効期間）

第4条 本協定は、本協定の締結の日から価格等の交渉の不成立が確定した日又は本事業が終了した日まで有効とする。ただし、第15条第2項及び第3項、第16条第2項及び第3項並びに第17条から第20条までの規定は、本協定の有効期間終了後も有効とする。

（事業の概要）

第5条 本事業は、以下の各号の業務から構成するものとし、受注者は、本協定及び契約書に基づき業務を履行する。

- 一 設計業務委託（基本設計、実施設計）
- 二 工事請負（解体工事）
- 三 工事請負（整備工事）
- 四 工事監理業務委託（工事監理）

（設計業務委託の契約手続等）

第6条 発注者及び受注者は、本協定の締結後速やかに、実施要領等に含まれる様式及び内容による設計業務委託に係る契約を締結する。

(工事請負及び工事監理業務委託の契約手続等)

- 第7条 発注者は、設計業務委託契約に基づき受注者から提出を受けた設計成果物及び解体工事に係る調査結果等を基に、受注者に対し、解体工事及び整備工事の見積書並びに工事監理業務委託料の見積書の内容及び提出方法等を通知する。ただし、解体工事見積書の内容及び提出方法の通知については、第12条第2項に定める総合工程表に定める時期で設計業務完了前に通知する。
- 2 受注者は、前項の通知に従った様式及び内容の見積書を作成し、発注者の指定する提出方法により発注者に提出する。
- 3 発注者及び受注者は、見積書の内容について価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には、見直しを行う。
- 4 価格等の交渉において、解体工事については解体工事費が、整備工事及び工事監理業務については整備工事費及び工事監理業務委託料が、技術提案見積書及び内訳書において受注者が提示した各費用と著しく乖離しておらず、それぞれの契約の締結に必要な条件に問題がない場合は、当該工事又は業務に係る価格等の交渉が成立したものとする。
- 5 前項により価格等の交渉が成立した場合は、受注者は、その内容に基づき、交渉結果を踏まえた見積書(以下「改定見積書」という。)を、第2項に定める様式及び内容で作成し、発注者の指定する提出方法により、指定された期日までに発注者に提出する。
- 6 発注者は、改定見積書に基づき、解体工事請負契約、整備工事請負契約及び工事監理業務委託契約に係る予定価格を定める。
- 7 受注者は、第2項に定める様式及び内容の最終的な見積書(以下「最終見積書」という。)を作成し、発注者の指定する提出方法により発注者に提出し、発注者と見積合せを行う。
- 8 発注者及び受注者は、前項の見積合せの結果、最終見積書に記載された価格が予定価格を下回った場合は、解体工事については設計業務の完了前に解体工事請負契約を、整備工事及び工事監理業務については設計業務の完了後に整備工事請負契約及び工事監理業務委託契約を締結する。
- 9 第4項に基づく価格等の交渉の結果、解体工事又は整備工事及び工事監理業務について合意に至らなかった場合は、それぞれ当該工事又は業務に係る価格等の交渉の不成立が確定するものとする。

(価格等の交渉の不成立)

- 第8条 価格等の交渉が不成立となった場合、発注者は、価格等の交渉が不成立となった旨及びその理由を書面により通知する。
- 2 いずれの責にも帰すべからざる事由により価格等の交渉が不成立となった場合、設計業務委託契約に基づく業務委託料については、履行済みの業務に応じて精算及び支払いを行うものとし、本協定の履行に関して既に支出したその他の費用については各自の負担とする。ただし、既に締結された契約に基づく権利義務、第15条第2項及び第3項、第16条第2項及び第3項並びに第17条から第20条までの規定に基づくものを除き、当事者間に相互に債権債務関係が生じないものとする。
- 3 前項の場合において、解体工事請負契約が既に締結されているときは、当該契約の定めるところによる。

(統括責任者等)

- 第9条 受注者が共同企業体の場合、平塚競輪場新投票所等整備事業に係る公募型プロポーザル様式集に基づいて、共同企業体協定書を締結する。なお、本事業の実施に伴い負担する債務の履行に関し、共同企業体の代表者（以下「代表構成員」という。）及び構成員が発注者に対して連帯して責任を負う。
- 2 受注者は、統括責任者を置き、その氏名その他必要な事項を直ちに発注者に通知しなければならない。また、統括責任者を変更したときも同様とする。
- 3 統括責任者は、本事業に係る契約の履行に関し、事業の管理及び統括を行うほか、次の各号に掲げる権限を除く、本事業に係る契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 一 契約代金額の変更
 - 二 履行期間の変更
 - 三 契約代金額の請求及び受理
 - 四 第10条第1項の請求の受理
 - 五 第10条第2項の決定及び通知
 - 六 工事請負における平塚競輪場新投票所等整備事業工事請負契約約款第12条第1項の請求の受理、第12条第3項の決定及び通知、第12条第4項の請求、第12条第5項の通知の受理
 - 七 本事業に係る契約の解除
- 4 代表構成員は、発注者及び他の構成員と連携及び調整を図るとともに統括責任者を適切に指揮監督し、共同企業体の構成員は、本事業を適正かつ確実に実施（事業費の適切な管理及び完成期限の遵守を含む。）するものとする。
- 5 受注者は、本事業に係る契約に定める請求、通知、報告、申出、確認及び解除を、統括責任者を經由して行い、発注者は、本事業に係る契約に定める請求、通知、報告、申出、確認、承諾等を、統括責任者を經由して行う。
- 6 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち統括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 7 受注者は、統括責任者に委任する権限のうち、工事施工に係る権限に限り、現場代理人に委任することができる。なお、現場代理人に委任する権限がある場合は、あらかじめ、委任する権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 8 統括責任者は、工事請負における平塚競輪場新投票所等整備事業工事請負契約約款第10条第1項に規定する現場代理人を兼ねることができる。

(本事業関係者に関する措置の請求)

- 第10条 発注者は、統括責任者、受注者の使用人又は受注者から業務の一部を委任され若しくは請け負った第三者がその業務の実施につき、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために著しく不適当と認められる場合には、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る措置について決定し、その結果について請求を受けた日から7日以内に発注者に通知しなければならない。

(提案価格の遵守等)

第11条 受注者は、技術提案見積書及び内訳書で提示した提案価格を遵守する。

- 2 受注者は、工事請負及び工事監理業務委託の契約の締結までの間において、要求水準（第3条第3項に基づき、当該上回る部分については技術提案書の提案内容の水準を適用するものをいう。以下同じ。）の変更又は法令変更（消費税等の税率変更を除く。）等の事態が生じた場合においても、技術提案見積書及び内訳書の提案価格の範囲内で工事請負及び工事監理業務委託の契約を締結するよう最大限の努力をするものとする。
- 3 前項の場合において、受注者は、自らの努力のみでは合理的に要求水準を満たすことができず、その変更を必要とする場合、技術提案見積書及び内訳書の提案価格で要求水準の変更の提案を行い発注者と協議するものとする。
- 4 発注者又は受注者は、優先交渉権者特定通知後から整備工事請負契約までの間に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により提案価格が不適当となったと認めたときには、相手方に対して提案価格の変更又は要求水準の変更を請求することができるものとする。
- 5 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、優先交渉権者特定通知時の提案価格に物価指数の変動率を乗じた額を上限とし、提案価格の変更について協議する。なお、物価指数の変動率には「一般財団法人 建設物価調査会 『建設物価』」による建築費指数を用いることとし、建物種別および構造種別は協議により定める。また、物価指数の変動率は第7条第2項の規定に基づく整備工事の見積書提出日時時点の建築費指数と優先交渉権者決定通知日該当月の建築費指数により算定する。
- 6 本条第4項による請求の対象は、優先交渉権者特定通知時の内訳書における純工事費（共通仮設費、直接工事費）とし、諸経費（現場管理費、一般管理費等）の純工事費に対する率は優先交渉権者特定通知時と同じ率とする。
- 7 発注者は、第4項から第6項の協議を行った場合には、協議の過程及び結果について、公表することができる。

(完成期限の遵守)

第12条 受注者は、技術提案書記載の完成期限を遵守する。

- 2 受注者は、本協定の締結後14日以内に、本協定の締結日から完成期限までの総合工程表を作成し、発注者に提出するとともに確認を受けなければならない。
- 3 受注者は、本事業を総合工程表に従い実施し、総合工程表に基づく工程の管理を、自らの責任において、適正に行わなければならない。
- 4 受注者は、総合工程表について変更があった場合には、速やかに発注者に当該変更後の総合工程表を提出して、確認を得なければならない。
- 5 発注者は、前項の確認の結果、総合工程表の内容が要求水準に適合しないと認める場合には受注者に是正を求めることができる。この場合、受注者は、自らの責任で速やかに是正を行い、前項の確認を受けなければならない。
- 6 受注者は、第7条における工事請負及び工事監理業務委託の契約手続きにおいて、要求水準の変更又は法令変更（消費税等の税率変更を除く。）等の事態が生じた場合においても、完成期限を遵守するよう最大限の努力をするものとする。

- 7 受注者は、前項の場合において、自らの努力のみでは合理的に完成期限を遵守することができず、要求水準の変更が必要と認める場合、要求水準の変更の提案を行い、発注者と協議する。
- 8 発注者は、前項の協議を行った場合には、協議の過程及び結果について、公表することができる。

(別途工事の調整)

- 第13条 受注者は、発注者又はその他関係者が本事業により整備される施設に関して個別に発注する第三者の施工する工事が、本業務の遂行上密接に関連する場合は、第三者の行う当該工事（以下「別途工事等」という。）の円滑な施工に協力し、その施工に必要な調整を行う。
- 2 受注者は、別途工事等が実施される場合においても、原則として完成期限の延期や提案価格の増加は行わない。ただし、発注者がやむを得ないものとして認めた場合はこの限りではない。
 - 3 受注者は、別途工事等が実施される場合、別途工事等を実施する第三者及びその使用人等に関する責任を負わない。ただし、受注者による調整が不相当と認められる場合はこの限りではない。

(履行の担保)

- 第14条 受注者は、要求水準を遵守し、発注者と十分協議を行いながら本事業を実施しなければならない。
- 2 要求水準の内容が履行されない場合、発注者は、受注者に対し、必要な是正を求めることができる。受注者が是正しない場合又は是正することができない場合、発注者は、履行されない内容に応じて契約金額を減額し、その他必要な措置を講ずることができる。ただし、発注者が同等の方法による履行を承認した場合は、この限りでない。

(設計成果の取扱い等)

- 第15条 受注者は、本事業に関して発注者に提出する資料等（技術提案書及び成果物を含むがこれらに限定されない。）が、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の法令の定めにより保護される第三者の権利（以下、「特許権等」という。）等を侵害するものではないことを、発注者に対して保証する。受注者は、当該資料等が第三者の有する特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。
- 2 価格等の交渉の不成立により設計業務を終了する場合、発注者は、当該時点までの設計業務の履行済み部分に応じて、業務委託料の精算及び支払いを行うものとする。この場合、受注者は、当該時点までに作成又は提出した設計成果物その他の資料を発注者に引き渡し、本事業に必要な範囲で、発注者及び発注者の指定する者がこれらが無償で利用することを許諾するものとする。
 - 3 発注者及び受注者の間で価格等の交渉の不成立が確定した場合において、その時点までの設計成果に当初の受注者の特許権等が含まれ又は当該特許権等を使用することが前提となっており、前項に基づく設計業務の成果物の無償許諾に加えて次点以降の交渉権者が当該特許権等（前項に基づく成果物の無償許諾の範囲に含まれるものを除く。）の使用を希望するときは、当該使用者が当該特許権等の使用の許諾を申請するとともに合理的な許諾料を支払うことを前提として、受注者は、当該特許権等の使用を許諾するものとする。

(協定の解除等)

第16条 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、発注者は、本協定を解除すること、未締結の契約書を締結しないこと、及び締結済みの契約書を解除することができる。

一 本協定及び契約書に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本協定及び契約書に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本協定及び契約書が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 本協定及び契約書に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、前項各号のいずれかに該当したときは、前項に基づき本協定及び契約書を解除したか否かにかかわらず、発注者の請求に基づき、設計業務委託の契約金額の合計額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、設計業務委託又は工事請負、工事監理業務委託に基づく違約金も課され得る場合には、受注者に課される違約金の総額は、本協定に基づく違約金、設計業務委託に基づく違約金及び工事請負、工事監理業務委託に基づく違約金のうち最も高い金額とする。

3 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額（本協定及び契約書の解除により生じた損害の額を含む。）が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(権利義務の譲渡等)

第17条 受注者は、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、本協定上の地位及び本協定に基づく権利

義務を、第三者に譲渡し若しくは承継させ又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

（秘密保持等）

第 18 条 受注者は、本協定に関連して発注者から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に開示してはならない。

（協定内容の変更）

第 19 条 本協定に規定する各事項は、発注者及び受注者の書面による同意がなければ変更することはできない。

（準拠法及び管轄裁判所）

第 20 条 本協定は、日本国の法令及び関連規定に従い解釈されるものとし、また、本協定及び契約書に関して生じた当事者間の紛争については、横浜地方・家庭裁判所小田原支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。なお、本条の定めは、契約書における紛争解決に関する規定（管轄裁判所、あっせん又は調停、仲裁に関する規定を含む。）に優先して適用される。

（その他）

第 21 条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、発注者と受注者が誠実に協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

所在地 神奈川県平塚市浅間町 9 番 1 号

名称 平塚市

代表者 市長 落合 克宏

印

受注者

所在地

名称

代表者

印